

# 令和3年度 いじめ防止基本方針

美祢市立美東中学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育をうける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。このように、いじめは人権に関わる喫緊の課題であり、いじめの問題については、全ての教職員が危機意識をもち、学校全体で組織的に対応することが重要である。

そのためには、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、全ての生徒が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めなければならない。

このいじめ防止基本方針に基づいた未然防止、早期発見・早期対応の取組と重大事態への対応を全教職員で共通認識し、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化し、今すぐに行うことができることから取り組む。

本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、「美祢市いじめ防止基本方針」を参酌して「美祢市立美東中学校いじめ防止基本方針」を定める。

## I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめとは

#### 法第2条（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ インターネットやSNS等を通じて、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

## 2 いじめの防止等に係る基本的考え方

### (1) いじめの未然防止

いじめは人権問題であり、卑怯な行為である。「いじめは絶対に許されない行為である」ことを全ての教職員が機会あるごとに子どもたちに教えることが重要である。この認識のもと、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関と連携・協働し、すべての子どもを対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。

学校において、いじめ問題を根本的に解消するためには、子どもが本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そこで、日常から教職員間で子どもの様子について自由に話し合えるような人間関係を構築していく。学級や学年、学校が、すべての子どもたちにとって、安全に過ごせる居場所になるようにしていくとともに、教師と子ども、子ども同士の絆づくりを進めて、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

日頃から、「ヒヤリ」「ハッ」とした事例を、蓄積・公開・共有することで、教職員の危機意識を高め、重大な災害や事故の未然防止に努める。

### (2) いじめの早期発見・早期対応（把握しにくいいじめの発見と対応）

いじめは小さい芽のうちに発見し、すぐに対応することが肝要である。しかし、周りから分からないように行われている場合が多く、なかなか発見しづらいものである。いじめの定義をきちんと踏まえ、教職員研修を実施し、いじめは構造的に見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機感を持ち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める姿勢をもつ。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、生徒指導記録を活用し、学校全体で情報共有を行い、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめ解決に向けて取り組む。

### (3) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が育友会や学校運営協議会で積極的に連携・協働し、相談窓口等の周知を行うとともに、組織的な体制を構築する。

### (4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間の解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、市教委、福祉部局等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

## II いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために実施する事項

#### (1) いじめの防止等のための組織の設置

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、「生徒指導委員会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

##### ○ いじめ対策委員会

年2回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

- ・ 構成（管理職、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭）

※ 必要に応じ、学級担任も参加するとともに、外部専門家（スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、少年安全サポーター）と連携・協働する体制を構築する。

##### ・ 役割

- ◇ 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ◇ 学校の基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ◇ 学校の基本方針が適切に機能しているかについて、点検・見直し・修正

##### ○ 生徒指導委員会

毎週の定例会議、事案発生時に緊急会議等

- ・ 構成（校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー）

※ 必要に応じ、学年主任、当該学級担任、当該教科担任、部活動顧問等を加える。

##### ・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、関係生徒への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

#### (2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

また、人権教育を推進・充実させるためには、教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解・認識し、自らの人権感覚を磨くこと。

#### (3) 豊かな心を育む教育の推進

子ども一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間関係を育むには、教育活動全体を通して、子どもが「心を開き、心を磨き、

心を伝え合う」ことができる道德教育を充実させる。

一人ひとりの子どもにとって、学級が「共に学び・共に生きる」場となるように、「絆づくり」と「居場所づくり」に努める。

どの子にとっても、学級が安心して過ごせる場所となるように、「きまり」「節度」「礼儀」といった規範意識について、小学校と連携しながら9年間を見通し、重点的・系統的に指導する。

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。

#### (4) 子どもの実態の把握

週1回の生活アンケートを確実に実施すると共に、保護者アンケート調査等も併せて実施する。「些細なトラブルにもいじめがあるかもしれない」という危機意識をもち、アンケート調査だけでなく日常の観察等により、総合的に生徒の実態を把握する。

また、「情報の共有には、情報の集約が重要である」という基本理念の基に、学校の情報を一括管理する担当者を定め、情報を「5W1H」形式で記録としてまとめ、矛盾がある場合には、徹底した調査を行う。いじめに関する訴えがあった場合には、アンケート用紙の裏面等を活用して、聞き取ったことや指導した内容を記録として残すようにする。併せて生徒指導記録に入力し、全教職員が情報を共有する。

#### (5) 教育相談体制の充実

共感的な生徒理解を基盤として、個別の教育相談の方法や内容を工夫・改善し、教育相談を子どもの特性に応じた多様な支援につなげる。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域コーディネーター等の専門家と連携することで、特性に応じた支援が適切に行えるようにする。

#### (6) 情報モラル教育の充実

インターネット、スマホ等の正しい使い方について、県教委作成資料等を活用し、教職員も指導を行う。更に、警察やネットアドバイザー等の専門家を活用した教職員研修や子ども及び保護者対象の「情報モラル研修会」を発達段階に応じて実施する。また、既存の行事と同日開催とするなど、更なる保護者参加を促す工夫を行う。

#### (7) 落ち着かない学級への対応

学級が落ち着かない状況が、いじめの母体となることがあるため、問題行動を繰り返す子どもに対して、医学的支援、心理的支援、環境への支援を行う。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの介入を早期に行い、医療機関等へつなげ、学級環境の改善、子どもの情緒の安定及び担任の負担軽減を目指す。

また、保護者及び学校運営協議会等へ早期に情報を提供し、地域総がかりの取組を行い、学級の安定化を図る。

## 2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

### (1) 未然防止（いじめの予防）

#### ① 人材の確保及び生徒指導体制の充実

生徒指導は、すべての教職員が、すべての子どもを対象に、すべての教育活動を通して行うものであり、開発的・予防的な視点から、子どもに寄り添いながら、よりきめ細かな支援が行えるよう適切に人材を配置する。

また、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中核として、迅速・的確かつ組織的な対応ができるよう、生徒指導委員会を定期的に開催する。

## ② 教職員の資質向上に向けた研修の充実

教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内研修を開催する。

すべての生徒の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、県教委作成の「Fit」を活用し、生徒理解に努める。

小中の切れ目のない支援体制を構築するため、小中連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめ防止等の対策に取り組む。

## ③ 教育活動全体を通じた取組

自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。

すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。

生徒が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動・ホームルーム活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、クラブ活動等において、内容や方法を工夫・改善する。また、いじめの防止・解決に向けた生徒の主体的な取組を支援する。

学校行事やボランティア活動、AFPYを活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。

部活動においては、顧問教員等の指導のもと、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力の育成を図る。

## ④ 家庭・地域との連携

いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。

育友会、学校運営協議会委員、青少年育成市民会議等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめ問題解決に向けて地域ぐるみで取り組む。

生徒の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

## (2) 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

### ① 校内指導体制の確立

「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート（1週間振り返りアンケート、1か月振り返りアンケート、保護者対象の生徒の様子に関するアンケート）、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任・副担任を中心に全教職員できめ細かく生徒を見守る体制をつくる。

開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、教育相談メールの実施や、教育相談箱の設置により、様々な手段で生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める。

### ② 家庭・地域との連携

学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

## (3) 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）【別紙：フロー図参照】

### ① 早期対応のための本校の体制

いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに学年や学校全体

で情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

## ② いじめへの対応

いじめを受けた生徒を守り抜くとともに、いじめを行っている生徒に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。

学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる生徒や、見て見ぬふりをする生徒に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。

いじめを受けた生徒の心のケア、いじめを行っている生徒の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門機関との連携を図る。

インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた生徒からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。

いじめを受けた生徒の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく。

いじめを行っている生徒の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

## ③ 地域・関係機関との連携

日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

## 3 重大事態への対応

重大事態とは（法第28条より抜粋）

○ いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）（以下「第1号事案」）

○ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は市教委又は学校の判断で重大な事態として認識する。）（以下「第2号事案」）

※ 生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに市教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている生徒の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、

迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、市教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ調査委員会」による調査を行う場合もある。

### Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、育友会専門部に「いじめ対策部会」を設置するとともに、青少年育成市民会議等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校の基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、生徒・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

#### (1) 本校の相談窓口

美祢市立美東中学校 TEL 08396-2-0521 メール mitou-08@c-able.ne.jp
------------------------------------------------------------

#### (2) 関係機関との相談窓口

- |                               |                        |
|-------------------------------|------------------------|
| ○ 美祢市いじめ110番（ヤングテレフォン美祢）      | 0837-52-0400           |
| ○ 美祢市教育委員会事務局学校教育課            | 0837-52-1118           |
| ○ こども人権110番（山口地方法務局）          | 0120-007-110           |
| ○ サイバー犯罪対策室（山口県警本部）           | 083-922-8983           |
| ○ ヤングテレフォン・やまぐち（山口県警本部）       | 0120-49-5150           |
| ○ いじめ110番（やまぐち総合教育支援センター）     | 083-987-1202           |
| ○ ふれあい総合テレフォン（やまぐち総合教育支援センター） | 083-987-1240           |
| ○ 山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）       | 083-933-4531           |
| ○ ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）     | soudan@center.ysn21.jp |

### Ⅳ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針と年間計画の見直し

具体的な取組について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に達成状況を自己評価する。また、評価に際しては、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかを考察し、取組内容や方法の見直しを検討し、本校のいじめ防止基本方針がよりよいものとなるように、毎年度見直しを行う。

#### 2 基本方針、年間計画の公開と説明

策定した本校のいじめ防止基本方針（年間計画を含む）は、学校のホームページなどで公開する。また年度当初に生徒や保護者、地域関係者に説明する。

## V いじめ防止等に向けた年間計画

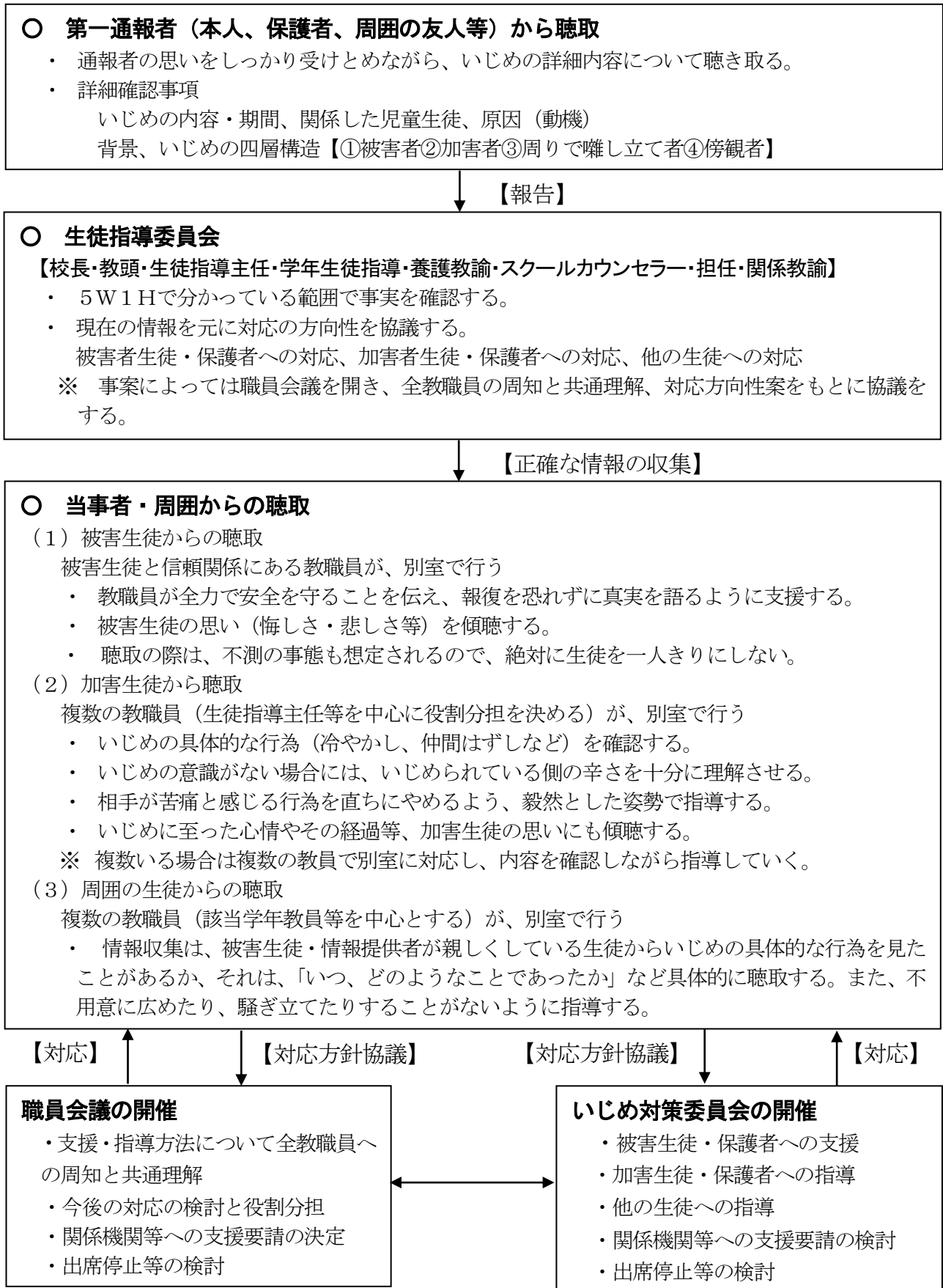
月	活動内容・取組	備考
4	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) 家庭訪問(④) 育友会総会・学年懇談会(④) いじめ対策委員会(④)	・生徒個別カードを用いた生徒理解の実施
5	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) 1年宿泊学習(①) いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④)	・TAPを通しての人間関係づくり
6	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) 生徒総会(①) 人権参観日(①) 定期教育相談(①・②・③)	・Fitの実施 ・生徒会を中心とした取組の実施
7	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) 保護者個別懇談会(④)	・学校評価アンケートの実施
8	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③)	
9	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) いじめ対策委員会(④)	
10	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) いじめ防止・根絶強調月間の取組(①・②) いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④)	・いじめに関する道徳授業の実施
11	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) 定期教育相談(①・②・③)	・Fitの実施
12	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) 保護者個別懇談会(④)	・学校評価アンケートの実施
1	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) いじめ問題に関する校内研修会(①・②・③・④) いじめ対策委員会(④)	
2	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) 定期教育相談(①・②・③) 2年立志の誓い(①) いじめ対策委員会(④)	・将来を見据えさせた立志の誓いの実施
3	職員会議〔生徒理解〕(①・②・③) いじめ対策委員会(④) 情報モラル研修会(①・④) 保護者懇談会(④)	・生徒に関する情報の引き継ぎの準備
年間を通じて	みとうの日〔毎月1回あいさつ運動〕(①・④) 1週間の振り返りアンケート(①・②) 毎週水曜日 1か月の振り返りアンケート(①・②) 毎月最終水曜日 保護者対象の生徒の様子に関するアンケート(①・②) 週1回生徒指導委員会(①・②・③) 毎週木曜日	

※ いじめの未然防止に関すること…①、いじめの早期発見に関すること…②、いじめの早期対応に関すること…③、いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

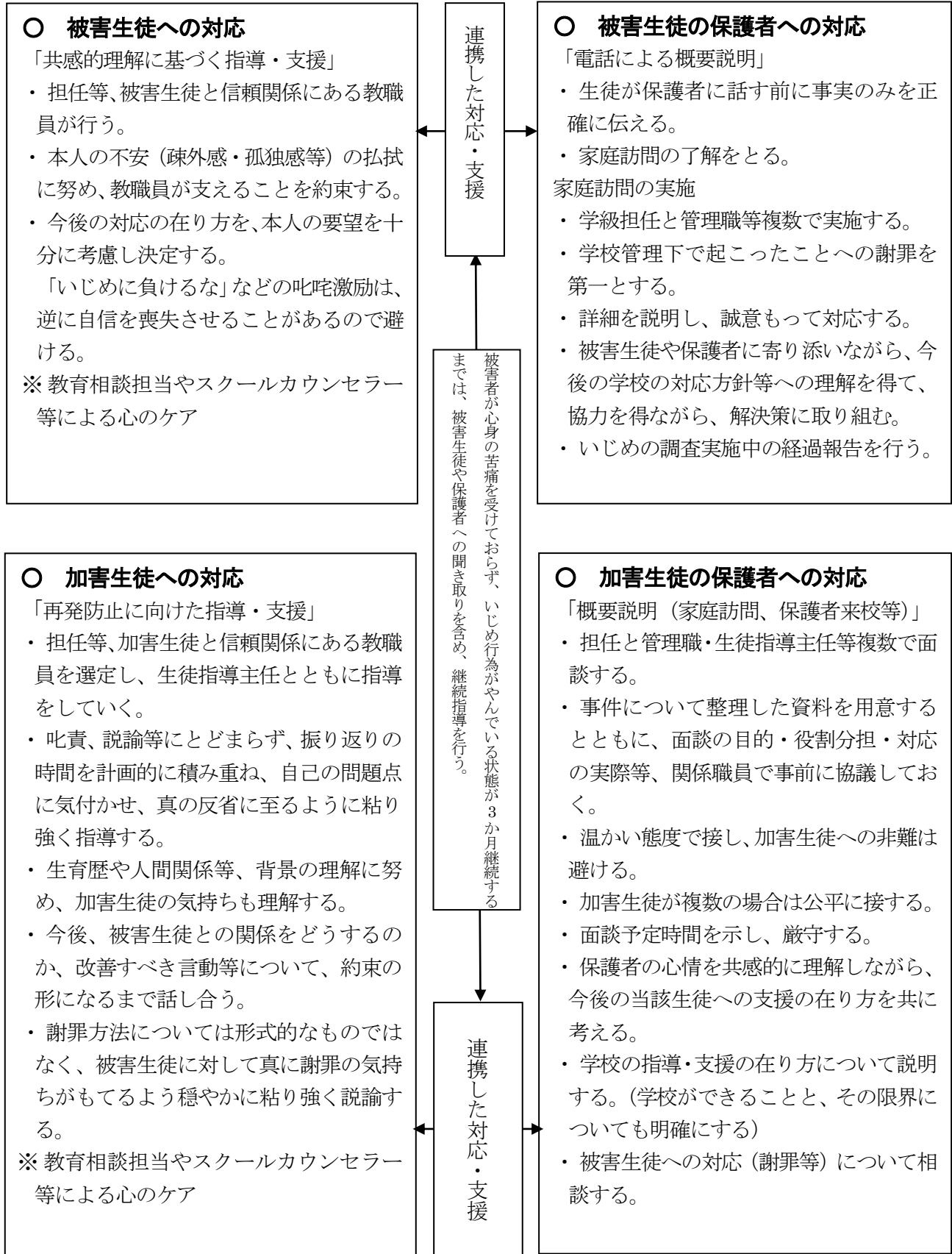


# いじめの対応【フロー図】

美祢市立美東中学校



**初期・中期対応【生徒・保護者の対応】**



**その他**

- ※ 生徒からの情報提供があった場合は、その勇気を褒めるとともに具体的事実を聴取する。
- ※ 情報提供が分からないように配慮して指導を行う。